

裁 決 書

審査請求人

寝屋川市

同代理人

弁護士

処 分 庁

寝屋川市福祉事務所長

審査請求人が、平成 2 3 年 5 月 2 日付けで提起した生活保護法に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 2 3 年 4 月 1 日付けで行った生活保護法に基づく保護停止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年4月1日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護停止決定処分(以下「本件停止決定」という。)の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 請求人は、処分庁が平成23年1月24日付けで行なった保護停止決定(以下、「本件原決定」という。)に対し、同年2月28日、審査庁に対し、その取消を求めて審査請求したところ、審査庁は、同年3月25日付けにて、同決定を取り消す旨裁決された(社援第3542号、以下、単に「裁決」という。)。その理由は、「停止決定の理由が了知できる程度に明確に付記されているとは言えない」というものであった。

これに対し、処分庁は、平成23年4月1日付けにて、改めて停止の理由を付記して、停止年月日を「平成23年1月24日から」として、保護を停止する旨通知してきた。

- (2) しかしながら、本件停止決定は、次の二点において、効力を発しないものである。

まず、本件停止決定は、その停止年月日からして、本件原決定に理由を付記して再度通知書を発行したものにすぎないが、このような「理由の追完」により、一旦、取り消されて無効となった本件原決定の瑕疵が治癒されることなどあり得ない。

次に、本件停止決定が、請求人に対し不利益なものであるこ

とは明らかであり、そうであれば、改めて弁明の機会を付与しなければならないことは自明のことであるのに、何らそのような機会が付与されることはなかったからである。

- (3) そもそも、法第62条第4項において、指導・指示違反に基づいて保護を停止しようとするに際して、保護を停止しようとする理由を明らかにするよう求め、また、弁明の機会を付与したうえでなければならないとされるのは、保護の要否とは別に要保護者に対し不利益な処分をするとき、直ちに要保護者の生活を奪う結果となるところから、十分に手続的な保障を行なうためである（静岡県知事・平成15年1月22日付裁決）。

そうであれば、処分庁は、本件停止決定により、本件原決定に重ねて、二度にわたり、請求人の権利を侵害したものであり、本件停止決定には明白な瑕疵がある。

- (4) よって、本件停止決定には重大な違法があるから、直ちに取
り消されるよう本審査請求に及んだ次第である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成21年6月1日付けで、処分庁は請求人に対して、保護を開始したこと。
- (2) 平成22年8月13日付けで、処分庁は請求人に対して、法第27条に基づき「あなたは、就労支援員の支援を受け、平成21年9月より求職活動をしています。しかし、11ヶ月経過しましたが、いまだに就労にいたっていません。平成22年8月31日（火）までに週5日・1日7時間程度以上の仕事を見つけ就労開始して下さい。」を指示の理由及び事項とした

指示書を交付したこと。

- (3) 平成22年9月7日付けで、処分庁は請求人に対して、法第62条第4項の規定により「就労開始について、法第27条に基づく指導を行ったにも関わらず（中略）、これに従わない」との理由を記載した「弁明の機会の設定について」と題する通知書を交付し、同通知によって弁明の日時を同月24日（金）午後4時00分に指定したこと。
- (4) 平成22年11月1日付けで、処分庁は請求人に対して、法第27条に基づき「これまで再三にわたり、求職活動を積極的に行い、自立に向け努力することを指示してきましたが、いまだに努力のあとが見られません。このため、①貴殿の能力で可能な仕事で、職種を選択することなく求職活動をして下さい。②就職面接に際しては、常識的な服装・態度で臨んで下さい。以上2点を行い、自立に向け努力することを指示します。」を指示事項・内容とし、履行期限を同年12月20日（月）とした指導指示書を交付したこと。
- (5) 平成23年1月12日付けで、処分庁は請求人に対して、法第62条第4項の規定により「上記（4）の指導指示書により、自立に向け真しに求職活動を行うよう指示したにもかかわらず、行われなかった」との理由を記載した「弁明の機会の設定について」と題する通知書を交付し、同通知によって弁明の日時を同月19日（水）午後4時に指定したこと。
- (6) 平成23年1月24日付けで、処分庁は本件原決定を行い、請求人に対して、同日から保護を停止する旨を通知したこと。なお、通知書の「4. 廃止・停止の理由」欄には、「1. 法第28条4又は第62条3により停止します。」と記載されていたこと。

- (7) 平成23年2月28日付けで、請求人は審査庁に対し、上記(6)の決定を不服とし審査請求を提起し、同年3月25日付で、審査庁は、理由不備を理由に同決定を取り消す旨の裁決を行ったこと。なお、同裁決においては、手続き上の違法性をもって保護停止処分を取り消すとしたのであり、停止の決定についての違法性、不当性までも判断したものではないこと。
- (8) 平成23年4月1日付けで、処分庁は本件停止決定を行い、請求人に対して、同年1月24日から保護を停止する旨を通知した。なお、通知書には、停止の理由として「平成21年9月より貴殿に対し、再三、求職活動を行うよう指導してきました。就労の時間に関しては、何年かのブランクがあるので、週4日程度の仕事からでも良いので見つけるよう、しかし、職種や雇用条件等に関しては選り好みすることのないよう指導してきました。このことにもかかわらず、貴殿は職種や雇用条件等にこだわり、真摯に求職活動を行いませんでした。従って、指導・指示の不履行によるものです。」と記載されていたこと。
- (9) 平成24年2月10日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、以下の趣旨の記載があること。

ア 平成23年3月25日付けの裁決書により同年1月24日付けの保護決定通知書による停止処分が取り消された。その取り消しの理由は、生活保護停止理由の記載が、請求者が了知できる程度に明確に記載されていないというものであった。しかし、法第27条による文書指示は家庭訪問を行い、請求人に対し説明を行ったうえで手渡し、弁明の機会も与える等法第62条第4項による所定の手続きを経て保護の停止を行ったものである。理由の記載の不明確さのみを理由に保護

決定処分が取り消されたので、平成23年4月1日付けで、停止の理由を付記して請求人に同年1月24日からの保護停止の決定を通知した。

イ 法第27条による文書による指導指示に従わず、平成23年1月24日付けで請求人に対して生活保護の停止処分を行った。その際、手続き的な違法性はなく、本人に対する停止決定通知書の停止理由に「法第28条4又は第62条3により停止します」と記載した。そして、理由が了知できる程度に明確に付記されていないためと同年3月25日付けで保護決定処分を取り消す旨の裁決がなされた。しかし、停止の手続きの際、弁明の機会も設定し、その時、停止になる場合の理由は請求人に説明をおこなっており、通知書に不備はあったものの、指導指示に従わなかったのは、事実であり本件審査請求は理由がないものとし、棄却されるべきものである。

(10) 平成24年2月15日付けで、審査庁は請求人に対し、前記(9)の認定事実について記載された処分庁の弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

2 判 断

(1) 行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第43条第1項は、裁決は、処分庁等の関係行政庁を拘束すると定めており、処分を取り消す裁決があると、処分は遡って効力を失うとされている。また、同条第2項は、申請に基づいてした処分が手続きの違法若しくは不当を理由として裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないと定めている。

(2) 本件についてみると、前記第2の1の(2)から(9)の認定事実のとおり、請求人が当審査庁に対し、法第27条に基づく指導指示に関する本件原決定を不服として審査請求を提起し、これに対し、当審査庁は、理由不備を理由に同決定を取り消す裁決を行ったことから、処分庁は、停止理由を具体的に付記し、停止年月日を本件原決定と同じ平成23年1月24日からとする本件停止決定を行い、請求人に通知したことが認められる。

(3) 処分庁は、当審査庁において、理由の記載の不明確さのみを理由に保護決定処分を取り消す旨の裁決がなされたのであり、通知に不備はあったものの、それ以外の、弁明の機会の付与等の停止の手続きを行っており、指導指示に従わなかったのは事実であり、本件請求は理由がない旨主張する。上記(1)のとおり、行政不服審査法第43条第2項は、裁決の拘束により、取消しの裁決を受けた処分庁に処分のやり直しを求めるものであり、これは申請による処分について規定されたものであるものの、不利益処分が取り消された場合にも、この規定の趣旨を準用し、処分庁がなおも同一内容の処分が必要であると考えるときは、改めて新しい処分として手続きを開始されることが求められると解することが相当であると考えられる。そうすると、本件において、処分庁は、改めて停止処分が必要であるかを検討し、停止処分が必要であれば、新たに弁明の機会の付与等必要な手続きを経るべきところ、本件原処分における手続きである弁明の機会をもって、本件停止決定における手続きに替えていることから、本件停止決定については、その手続き上において瑕疵があったといわざるをえず、取り消すのが妥当と判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年3月29日

審査庁 大阪府知事

松井



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。